

構造計算適合性判定 ご利用の手引き

1. 電子申請の場合

構造計算適合性判定の申請図書等（申請書・図書等）を電子データにより提出する「電子申請」の手順と注意点について示します。

1-1. 申請の流れと注意事項

- (1) 電子申請による構造計算適合性判定の流れ 3
- (2) 注意事項 4

1-2. 仮申請（事前審査）

- (1) 申請図書等ファイルの作成 4
- (2) 申請図書等の提出方法 5
- (3) 事前審査時の指摘事項対応 5
- (4) 補正後の申請図書等の提出 5

1-3. 本申請

- (1) 本申請の受理 6
- (2) 本申請後の指摘事項対応 6

1-4. 通知書・副本のお受け取り

- (1) 電子交付 6
- (2) 適合判定通知書の書面交付を希望する場合 6

2. 紙申請の場合

構造計算適合性判定の申請図書等（申請書・図書等）を書面により提出する手順と注意点について示します。

2-1. 申請の流れと注意事項

- (1) 紙申請による構造計算適合性判定の流れ 7
- (2) 注意事項 8

2-2. 仮申請（事前審査）

- (1) 申請図書等ファイルの作成 8
- (2) 申請図書等の提出方法 8
- (3) 事前審査時の指摘事項対応 9
- (4) 補正後の申請図書等の提出 9

2-3. 本申請

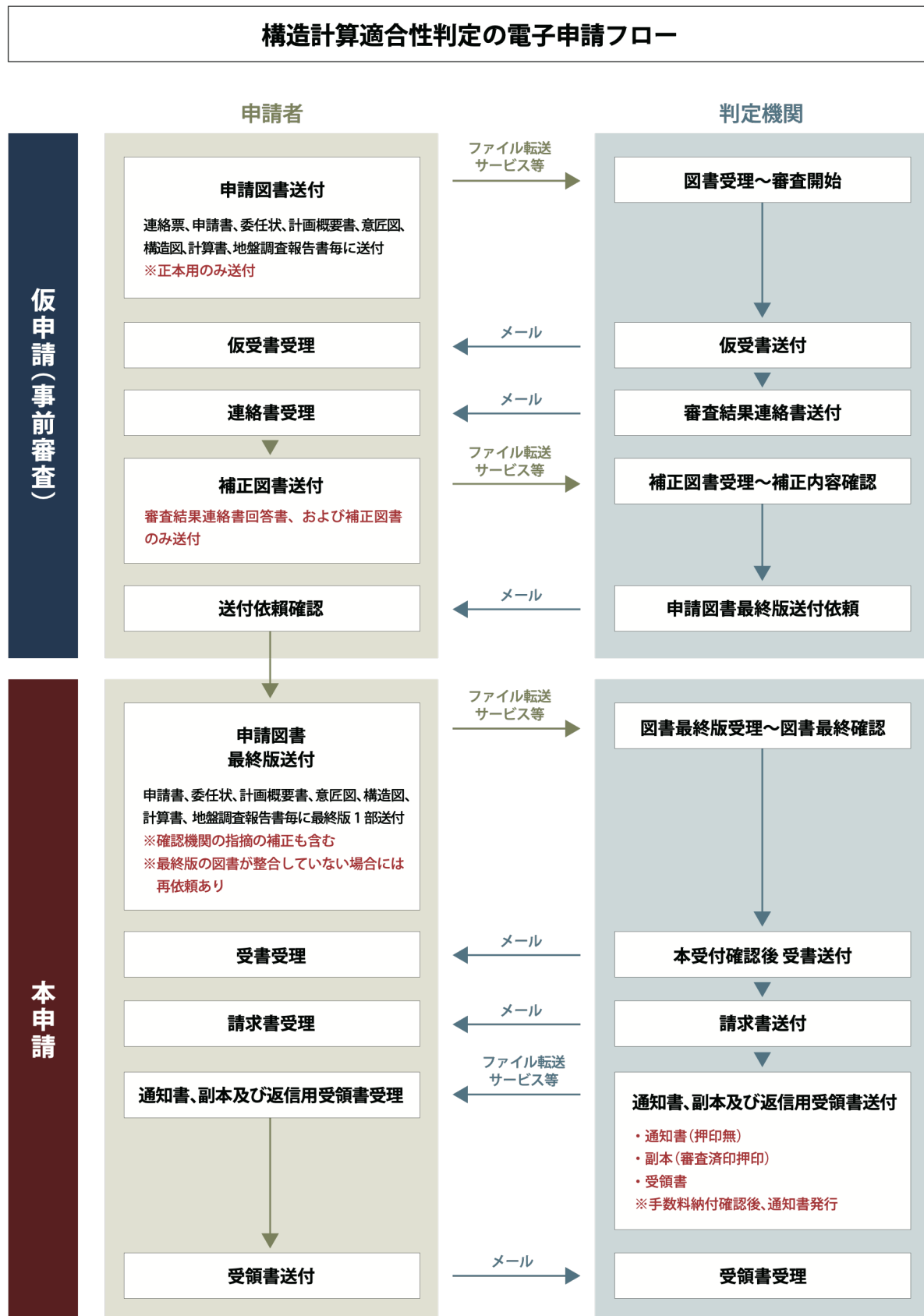
- (1) 本申請の受理 9
- (2) 本申請後の指摘事項対応 9

2-4. 通知書・副本のお受け取り 9

1. 電子申請の場合

1-1. 申請の流れと注意事項

(1) 電子申請による構造計算適合性判定の流れ



※通知書及び副本のファイルは原則代理者に送付します。

(2) 注意事項

- ・申請者とセンターとのデータの送受信は、メールやファイル転送サービス等のセキュリティ対策がなされた安全なシステムを介して行います。
- ・事前審査後に最終版の申請図書等をお送りいただき、申請に不備がないことを最終審査した後、本受付となります。
- ・電子申請に係る申請図書等のデータ送信は 24 時間可能ですが、審査及び事務手続きは営業時間内（9:00～16:30 土日・祝祭日を除く）に行います。営業時間後に申請図書等をご提出いただいた場合は、翌営業日の受理となることをご了承ください。
- ・建築主が電子交付を希望する場合に「適合判定通知書」は電子交付しますが、電子署名やタイムスタンプは付与しません。通知書等のデータに交付番号、交付日、交付者の氏名等を記録する措置にて法令に規定されている署名等に代えます。
- ・「適合判定通知書」に添付する「副本」は、申請図書最終版となる電子データのコピーであり、電子データ(PDF ファイル)として交付します。電子署名やタイムスタンプは付与しません。

1-2. 仮申請（事前審査）

下記にしたがって申請図書等を電子データ（PDF 形式）として準備し、仮申請してください。申請図書等に不備がないことを確認します。

(1) 申請図書等ファイルの作成

■ 電子申請ファイルの作成について

- ① 提出するファイルはすべて PDF 形式としてください。
- ② PDF の解像度は 300dpi 程度としてください。
- ③ 図面及び提出資料の用紙サイズは A4 判または A3 判としてください。
- ④ PDF は追加コメント、書き込み、レイヤー設定などが無い単純な構成としてください。
- ⑤ PDF のセキュリティ機能を利用しないでください（閲覧や印刷する際のパスワード設定等の機能は使用しないでください）。
- ⑥ PDF に電子署名、タイムスタンプを付与しないでください。

■ ファイル名称の付け方・取り纏めについて

申請図書は種類ごとに複数ページの PDF ファイルとして束ねてください。以下に、提出していただく申請図書等ファイルの一例を示します。なお、複数棟の判定申請である場合、構造計算書ファイルは棟ごとに作成してください。

- ① **連絡票.pdf** … 申請区分、電子交付の希望、担当者の連絡先、請求書の宛名・送付先など（単ページで構いません。）
- ② **判定申請書.pdf** … 第一面の日付は、仮申請時には空欄のままとし、本申請（最終版提出）時に記入してください。
- ③ **委任状.pdf** … 委任日は記載してください。
- ④ **建築計画概要書.pdf** … 付近見取図、配置図を添付してください。

- ⑤ 意匠図一式.pdf … 設計概要書, 付近見取り図, 求積図, 配置図, 各階平面図, 立面図, 断面図, 矩計図, 外部・内部仕上げ表・EV 図など
- ⑥ 構造図一式.pdf … 構造特記仕様, 各種構造標準図, 基礎杭伏図・リスト, 各階床梁伏図, 軸組図, 柱・梁等部材リスト, 構造詳細図など
- ⑦ 構造計算書一式.pdf … 構造計算方針, 荷重算定, 一貫計算チェックリスト, 一貫計算書出力, 二次部材の設計, 基礎杭の設計, 屋根葺き材等の設計, その他の設計など
- ⑧ 地盤調査報告書.pdf
- ⑨ 認定関係書類.pdf … 大臣認定書及び別添一式など

■ 構造計算書を分割する際の注意事項

構造計算書を複数のファイルに分割する際は、すべてのファイルのトップページに作成者や法適合確認者の氏名等を表示してください。

(2) 申請図書等の提出方法

① 申請図書ファイルの取りまとめ

申請図書(PDF)ファイルを取りまとめて zip 形式の圧縮ファイルにしてください。(なお、提出する PDF ファイルの数が少ない場合は、圧縮ファイルにする必要はありません。そのまま提出してください。)

② 申請図書の提出方法

圧縮ファイルもしくは PDF ファイルを、お客様がご利用中のファイル転送サービスを用いて提出してください。またファイルの容量が数 MB 以下の場合、電子メールの添付ファイルでの提出も可能です。

(3) 事前審査時の指摘事項対応

センターでは判定員等による事前審査を行い、補正すべき事項や追加説明が必要な事項等をお知らせするメールを、連絡票に記載された申請担当者と構造担当者のメールアドレス宛に送付します。指摘回答書とともに構造図や構造計算書の補正・追加部分を PDF ファイルとして提出してください。

(4) 補正後の申請図書等の提出（本申請）

事前審査の過程で、構造図や構造計算書を含む申請図書に補正・追加等があった場合、事前審査終了後に、最終版となるすべての申請図書等ファイルを、再度提出していただきます。再提出された申請図書等ファイルの内容を最終審査させていただき、問題がなければ、本申請として受理します。

1-3. 本申請

(1) 本申請の受理

本申請は、前節の仮申請において申請図書等の事前審査をさせていただいたうえで指摘等による補正等を反映させた最終版の申請図書を再提出していただくものです。事前審査時の指摘回答や補正箇所表示の図書は添付する必要はありません。

(2) 本申請後の指摘事項対応

本申請受理後に指摘することはありませんが、確認申請機関等からの指摘により補正が生じた場合、補正図面及び追加説明書等の PDF ファイルをファイル転送サービスもしくは電子メールにて送付してください。なお、適合判定通知書の交付後に変更が生じ軽微な変更とみなせない場合には、計画変更扱いとなり構造計算適合性判定の再申請が必要となりますので、ご注意ください。

1-4. 適合判定通知書・副本のお受け取り

(1) 電子交付

建築主が電子交付を希望する場合に、「適合判定通知書」を電子データにて交付します。構造計算適合性判定連絡票(ないし任意様式)での届出により、建築主が電子交付を受ける旨の意思表示していただく必要があります。「適合判定通知書」については、電子データに交付番号と交付日、交付者となる当センターの名称及び代表者名を記録することで、法令により規定されている署名等に代え、電子署名やタイムスタンプは付与しません。また、申請データの申請書第一面と申請図面全図及び構造計算書に OBJ の審査済スタンプを押した上で、そのコピーを「副本」とします。(電子署名やタイムスタンプは付与しません。) なお、副本は、申請書及び意匠図面一式、構造図面一式、構造計算書一式を含む PDF ファイルからなり、連絡票や建築計画概要書、委任状、参考資料などの PDF ファイルは含みません。電子交付では、上記の適合判定通知書の電子データ(PDF ファイル)と、副本となる PDF ファイル群を取りまとめた zip 形式の圧縮ファイルを、ファイル転送サービスを通じてお渡します。ファイル転送サービスのリンク URL とパスワードをメールにてお知らせしますので、有効期限内に必ずダウンロードしてください。受け取り後に受領書の提出をお願いします。

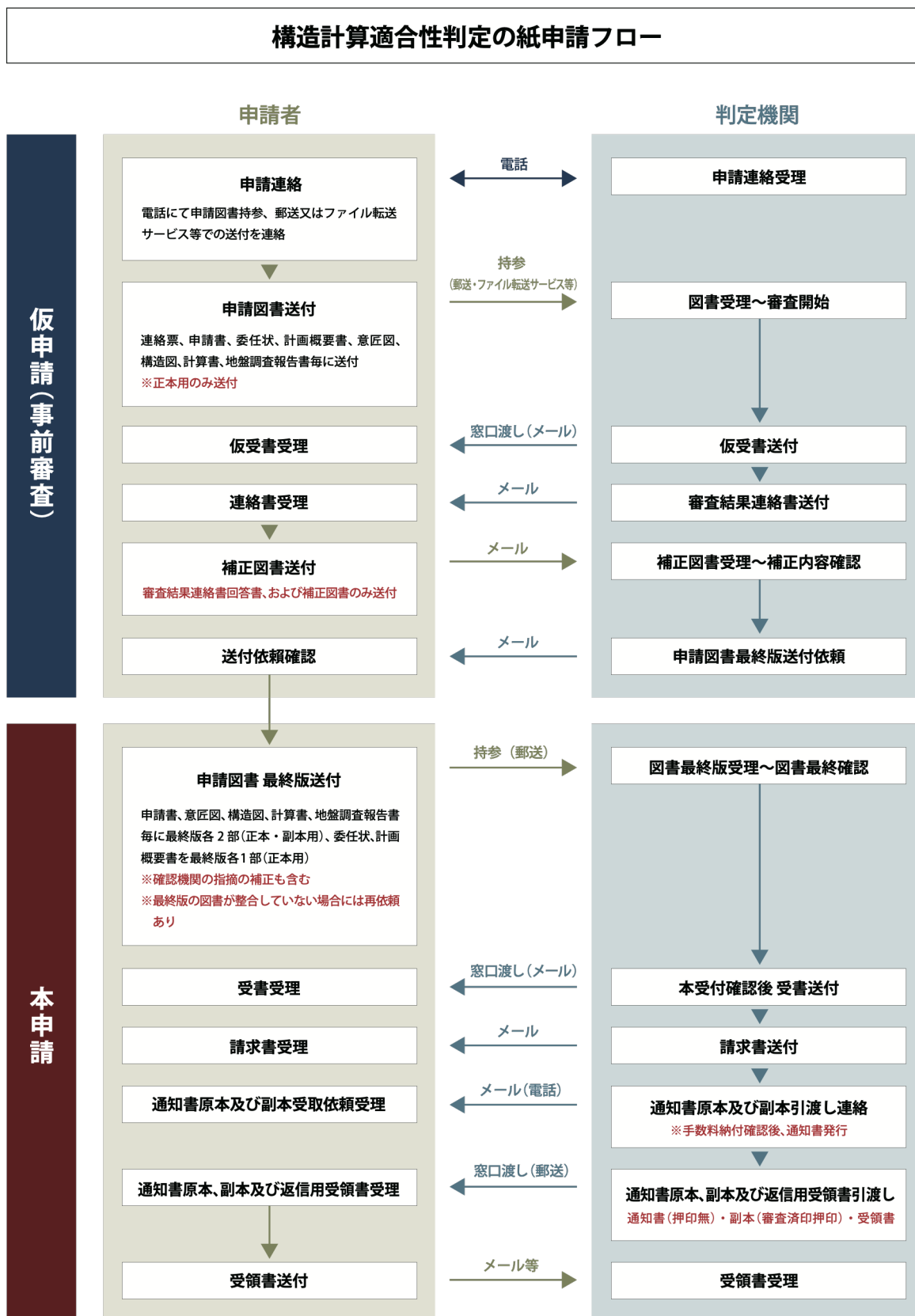
(2) 「適合判定通知書」の書面交付を希望される場合

電子交付を希望する旨の建築主の意思を書面等により確認できない場合は、「適合判定通知書」などの法定通知については書面にて交付するものとし、窓口での手渡しになります。(ご希望により郵送させていただきます。) 「副本」については電子交付希望の有無にかかわらず、申請図書最終版のコピーである電子データ(PDF ファイル)をファイル転送サービスにてお渡します。受け取り後に受領書の提出をお願いします。

2. 紙申請の場合

2-1. 申請の流れと注意事項

(1) 紙申請による構造計算適合性判定の流れ



※ 仮申請時の申請図書はファイル転送サービス等で送付されても結構です。

※ 仮申請を希望しない場合は、正・副各1部提出後に本申請として審査を行います。

(2) 注意事項

- ・申請者とセンターとの図書等の受け渡しは、当事務所に持参、郵送又はファイル転送サービス等での送付かを確認します。
- ・事前審査後に最終版の申請図書等を正・副用に2部持参又は郵送していただき、申請に不備がないことを最終審査した後、本受付となります。
- ・「適合判定通知書」に押印はしません。通知書に交付番号、交付日、交付者の氏名等を記載する措置にて法令に規定されている署名等に代えます。
- ・「副本」は、申請書第一面に受付印及び審査済印を他の図書には審査済印を押印します。

2-2. 仮申請（事前審査）

(1) 申請用提出図書一覧

以下に、提出していただく申請図書等ファイルの一例を示します。なお、複数棟の判定申請である場合、構造計算書図書は棟ごとに作成してください。また、ファイル転送サービス等での送付の場合は、電子申請の申請図書等ファイルの作成を参照してください。

- ① **連絡票** … 申請区分、電子交付の希望、担当者の連絡先、請求書の宛名・送付先など（単ページで構いません。）
- ② **判定申請書** … 第一面の日付は、仮申請時には空欄のままとし、本申請（最終版提出）時に記入してください。
- ③ **委任状** … 委任日は記載してください。
- ④ **建築計画概要書** … 付近見取図、配置図を添付してください。
- ⑤ **意匠図一式** … 設計概要書、付近見取り図、求積図、配置図、各階平面図、立面図、断面図、矩計図、外部・内部仕上げ表・EV図など
- ⑥ **構造図一式** … 構造特記仕様、各種構造標準図、基礎杭伏図・リスト、各階床梁伏図、軸組図、柱・梁等部材リスト、構造詳細図など
- ⑦ **構造計算書一式** … 構造計算方針、荷重算定、一貫計算チェックリスト、一貫計算書出力、二次部材の設計、基礎杭の設計、屋根葺き材等の設計、その他の設計
- ⑧ **地盤調査報告書**
- ⑨ **認定関係書類** … 大臣認定書及び別添一式など

(2) 申請図書等の提出方法

申請図書等をファイル転送サービス等で送付される場合には、電子申請の場合の1-2.仮申請（事前審査）の（1）申請図書等ファイルの作成～（2）申請図書等の提出方法を参照して下さい。持参又は郵送の場合には、上記①～⑨の図書1部を提出してください。

(3) 事前審査時の指摘事項対応

センターでは判定員等による事前審査を行い、補正すべき事項や追加説明が必要な事項等をお知らせするメールを、連絡票に記載された申請担当者と構造担当者のメールアドレス宛に送付します。指摘回答書とともに構造図や構造計算書の補正・追加部分を PDF ファイルとして提出してください。

(4) 補正後の申請図書等の提出（本申請）

事前審査の過程で、構造図や構造計算書を含む申請図書に補正・追加等があった場合、事前審査終了後に、最終版となる正本用 1 部と副本用 1 部の申請図書等を書面で提出していただきます。

なお、副本には委任状と建築計画概要書は必要ありません。

2-3. 本申請

(1) 本申請の受理

書面で提出された最終版となる正本用 1 部と副本用 1 部の申請図書等が正しい事を確認した後、本申請を受理します。事前審査時の指摘回答や補正箇所表示の図書は添付する必要はありません。

(2) 本申請後の指摘事項対応

本申請受理後に指摘することはありませんが、確認申請機関等からの指摘により補正が生じた場合、補正図面及び追加説明書等を提出してください。

なお、適合判定通知書の交付後に変更が生じ軽微な変更とみなせない場合には、計画変更扱いとなり構造計算適合性判定の再申請が必要となりますので、ご注意ください。

2-4. 適合判定通知書・副本のお受け取り

適合判定通知書及び副本をお渡しできるようになったら連絡します。受け取り後に受領書の提出をお願いします。

なお、「適合判定通知書」に押印はしません。通知書に交付番号、交付日、交付者の氏名等を記載する措置にて法令に規定されている署名等に代えます。また、「副本」は、申請書第一面と申請図面全図及び構造計算書の表紙に審査済印を押した上で、お渡しします。